

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名：農林水産省〕

【独立行政法人名】 独立行政法人林木育種センター	
1. 根拠法令	独立行政法人通則法、独立行政法人林木育種センター法
2. 従事者数	145名(平成17年1月1日現在)
3. 予算額	2,169百万円(平成17年度予算額)
4. 事務・事業の内容	<p>1 林木の新品種の開発 安全で快適な国民生活の確保及び森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備に資する林木の品種開発を行うこととし、無花粉や花粉の少ない等の遺伝的特性を有するスギ・ヒノキの品種開発、地球温暖化防止対策に資する二酸化炭素の吸収・固定能力に優れた品種の開発、国土の保全及び環境の保全に資する病虫害・気象害に強い品種の開発、林業・木材産業の振興等に資する成長・材質の優れた品種の開発を行うとともに、これらの開発した新品種を都道府県に供給することに加え、林木の新品種の開発に関する技術開発を行う。</p> <p>2 林木の遺伝資源の収集・保存 新品種の開発に資する利用価値の高い育種素材を収集・保存するとともに、生物多様性国家戦略で求められている国家資源として重要な絶滅危惧種や天然記念物、その他の希少樹種等の林木遺伝資源の探索・収集・保存する。また、保存している林木遺伝資源について、形態、成長、材質、抵抗性などの特性評価を行う。加えて、遺伝資源の保存、特性評価等に係る技術開発を行う。</p> <p>3 海外に対する林木育種技術協力 地球温暖化、熱帯林の減少、生物多様性の保全等の諸問題に対処するため、林木育種センターがこれまで蓄積してきた技術を用い、熱帯産等早生樹のクローン化技術開発及び採種・採穂園の管理技術の開発、熱帯産樹種の遺伝資源収集等の技術開発とともに、専門家の派遣、海外研修員の受け入れなど技術指導を行う。</p>
5. 民間開放の状況	<p>林木育種事業については、民間参入を制限する法的規制等は存在しない。従って、民間事業者が林木育種事業に参入することは可能であるが、林木の新品種の開発には、極めて長い期間を要すること、広大な事業用地の確保や長期間の維持が不可欠であり大きな投資が必要であること、必要な育種素材や技術レベルの長期的・安定的な確保・維持が必要であることなど経営リスクが大きいことから林木育種事業を行う民間事業者は存在しない。</p> <p>なお、林木の新品種の開発や林木遺伝資源の収集・保存等については、高度な専門的知見や技術が必要であり林木育種センターの職員自ら実施することが必要不可欠となるが、民間等へ委託可能と思われるものについては、可能な限り外部委託により実施する考えで進めてきている。この考えに基づき、苗木の生産作業、技術開発のための実験の準備作業、庁舎の清掃・警備の管理業務などについては、既に民間委託により実施しているところである。</p>
6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響	<p>本法人は、林木の品種開発を行っている我が国唯一の機関であり、これを廃止した場合は、森林の整備に資する優良種苗の開発・確保・供給ができなくなり、例えば病虫害の蔓延や環境変化に伴う森林の衰退・劣化等により国土や環境の保全、二酸化炭素の吸収・固定、良質な木材資源の供給等に長期的な影響を与えることになる。</p> <p>また、林木の遺伝資源の収集・保存については、これまで保存してきた貴重な遺伝資源を亡失するとともに、生物多様性国家戦略の達成が不可能となり国家的損失を被ることとなる。</p> <p>さらに、林木の遺伝資源を必要とする大学や試験・研究機関の試験研究に支障を生じることとなる。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名：農林水産省〕

〔独立行政法人名〕 独立行政法人林木育種センター

7. 更なる民間開放
についての見解

これまで、可能な業務については、できる限りの民間委託を行ってきているところであり、現状以上のアウトソーシングは困難である。

8. 個別の質問項目

平成16年度の活動実績について、各業務内容ごとに詳しく御教示願いたい。

1 林木の新品種の開発

林業生産性の向上等に資する成長等の優れた品種、花粉症対策に有効な品種(無花粉スギ)及び病虫害抵抗性品種(マツノザイセンチュウ抵抗性品種)等、新品種を開発するとともに、これらについて、都道府県の要望に応じ苗木等を生産し供給した。さらに、新品種の開発に係る技術開発として、花粉症の原因物質であるアレルゲンの少ないスギ品種を選抜する手法の開発などを行った。

2 林木遺伝資源の収集・保存

国内の林木遺伝資源について、育種素材として利用価値の高いもの、絶滅に瀕している種等について探索・収集するとともに増殖・保存した。また、収集・保存している林木遺伝資源の特性評価を行い、それらをデータベースへ登録した。

3 海外に対する林木育種技術協力

外国政府からの技術協力の要請に応じて、海外29カ国・地域から89人の研修員の受け入れを行うとともに、9名の専門家を派遣し、育種技術の指導を行った。

センターの業務内容のうち、独立行政法人として執り行う必要がある、民間事業者によって実施不可能なものがあれば、その理由と併せてご教示願いたい。

林木育種センターが行う上記1、2、及び3の業務について、民間事業者で行うことは不可能である。理由については、以下のとおり。

新品種を開発については、成果を得るためには極めて長い期間を要すること、広大な事業用地等の確保及び長期間の維持が不可欠であり、そのための大きな投資が必要であること、さらに需要の変化に的確に対応するため、必要な育種素材や技術レベルの長期的・安定的な確保・維持が必要であるが、これらの条件を満たす民間事業者はないこと。

林木遺伝資源の収集・保存は、新品種を開発に必要な優良な遺伝資源の確保を行っているものであり、品種の開発を行う者が一体となり実施する必要があること。

さらに、海外に対する林木育種の技術協力については、林木育種センターの有する育種技術を前提として成立するものであり、育種事業に実績のある民間企業が存在しない現状では他に技術協力をできる者がいないこと。

民間から、センターが実施している業務について、市場化テストの実施を含む民間開放の要望があるが、貴省の見解如何。

林木育種事業は、森林整備の基盤である優良種苗の確保や貴重な林木遺伝資源の保全等を目的とした極めて公益性の高い事業である。また、地球温暖化や花粉症問題、生物多様性国家戦略、海外への技術協力などへの対応が求められ、国の長期的な目標に沿って確実、継続的に実施することが不可欠であり、育種素材や技術レベルの長期的・安定的な確保・維持が重要である。また、原種の供給等に当たっては、中立・公平性が重要である。

林木育種事業は、短期間で成果が得られるものではないものであることから、市場化テストにはなじまない。加えて、民間事業者においては、林木育種事業に必要な施設、技術者、保有素材等の面で体制が整っていない。

なお、当該業務のあり方については、農林水産省独立行政法人評価委員会、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会等の議論を踏まえ、本年末に行政改革推進本部の議を経た上で中期目標終了時の見直し内容を決定することとなっており、それより前に、市場化テストの可否を判断することは困難である。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。